

令和7年度

# 指定居宅サービス事業者等集団指導

摂津市保健福祉部高齢介護課

# 次第

---

- 1.介護保険の理念
- 2.事業所指定後の各種手続き
- 3.電子申請届出システム
- 4.業務継続計画(BCP)の策定
- 5.指定居宅サービス事業者等に対する指導及び監査の内容等
- 6.事故報告
- 7.その他

# Ⅰ 介護保険の理念

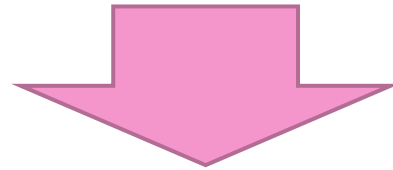
# Ⅰ 介護保険の理念(介護保険法第2条)

---

提供するサービスが要介護状態の軽減・悪化の防止又は予防に役立つものであること。

利用者の受けるサービスは、利用者の選択に基づき、多様な事業所等から総合的・効率的に行われるものであること

事業者が提供するサービスの内容及び水準は、可能な限り、利用者の居宅において自らの能力に応じ、自立した日常生活を送れるように配慮されなければならないこと。



各事業者の皆様が、介護保険関係法令を遵守していただくことが重要です。(厚生労働省令、摂津市条例)

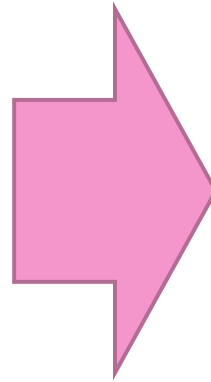
## 2 利用者本位のサービス提供

---

利用者と事業者の対等  
な立場の構築

利用者の立場の理解

利用者の立場に  
立ったサービス提供



利用者本位の  
サービス提供

## 2 事業所指定後の各種手続き

# 業務管理体制の整備に関する届出

| 区分                                                 | 届出先                   |
|----------------------------------------------------|-----------------------|
| [1]事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者                     | 厚生労働大臣                |
| [2]事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者  | 事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事 |
| [3]全ての事業所等が1の都道府県の区域に所在する事業者                       | 都道府県知事                |
| [4]全ての事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者                       | 指定都市の長                |
| [5]全ての事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者                        | 中核市の長                 |
| [6]地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、事業所等が同一市町村内に所在する事業者 | 市町村長                  |

# 業務管理体制の整備に関する検査

## ①一般検査

事業者の業務管理体制の整備・運用状況について報告を求め、整備された業務管理体制が有効に機能する仕組みとなっているかを確認するものです。

## ②特別検査

事業所が指定取消等の行政処分を受けた際、役員等の組織的関与の有無等について確認し、必要な場合は、勧告や命令を行うものです。

組織的関与が認められた場合、原則として、当該取消事業所の法人役員及び管理者は、以後5年間は他の事業所の更新や新規指定に関わることができなくなります。(=連座制)



# 変更・加算の届出①

---

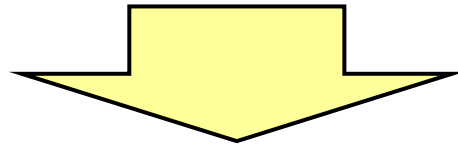
## (1) 変更届出書の提出

### 【全サービス共通】

「事業所の名称又は所在地」・「法人情報」・「登記事項証明書」・「事業所の平面図、管理者の氏名若しくは住所又は運営規程」の変更

### 【サービスによって届出が必要】

「定員」・「協力医療機関」・「設備及び備品の概要」の変更



変更のあった日から10日以内に届出が必要

## 変更・加算の届出②

---

### (2)加算の届出

☆加算を取得、変更しようとする月の前月の15日までに提出してください。

### (2)－2 処遇改善加算の届出

☆加算を取得しようとする月の前々月末までに計画書等を提出してください。

☆毎年度、実績報告書を提出する必要があります。

(※提出されない場合、既に支給された加算を返還いただくこともあります。必ず期限までに提出をお願いします。)

# 廃止・休止・再開の届出①

## (1) 廃止(休止・再開)届出書の提出

☆指定以降に廃止・休止・再開をする場合は、「廃止(休止・再開)届出書」の提出が必要です。

## (2) 廃止(休止・再開)届出書の提出に伴う留意事項

### ア 休止の場合

☆事業継続の意思を有する場合、休止予定日の1か月前までに「休止届出書」を提出する必要があります。

☆休止の状態では、指定の更新はできません。

☆利用者へのサービスに空白が生じないように利用者の希望を踏まえ他の事業所等への引継ぎを必ず行ってください。

## 廃止・休止・再開の届出②

---

### イ 再開の場合

☆休止している事業所が事業を再開する場合は、必ず再開後10日以内に「再開届出書」を提出してください。

### ウ 廃止の場合

☆事業再開の見込みがない・事業を廃止される事業所については、「廃止届出書」、「指定通知書」を廃止予定日の1か月前までに提出してください。

☆利用者へのサービスに空白が生じないように利用者の希望を踏まえ他の事業所等への引継ぎを必ず行ってください。

# 指定・更新

---

☆指定の有効期間は6年間です。

☆有効期間内に更新手続きが必要となります。

☆更新手続きが必要な事業所については、郵送等でご連絡する予定ですが、事業者の皆様にも注意していただきますようお願いいたします。

☆居宅介護支援事業所、介護予防支援事業所の指定・更新の際には、以下の手数料が必要です。

| 新規指定    | 更新(6年ごと) |
|---------|----------|
| 30,000円 | 10,000円  |

# 介護サービス情報の公表制度

---

☆利用者が適切にサービス事業者を選択できるよう、大阪府が事業者の皆様からご報告いただいた情報を、国の「介護サービス情報公表システム」において公表するものです。

☆毎年7月以降、対象事業者に対し、大阪府指定情報公表センターから郵送により、介護サービス情報の報告依頼・手数料の納付依頼を行っています。

☆報告と併せて、必ず手数料2,000円のお支払いをお願いします。

### 3 電子申請届出システム

## 「電子申請届出システム」受付開始時期

---

厚生労働省では、介護サービスに係る指定及び報酬請求(加算届出を含む。)に関連する申請届出について、介護事業者が全ての地方公共団体に対して所要の申請届出を簡易に行うことができるよう、「電子申請届出システム」の運用を開始しました。

摂津市でも、令和7年9月より、「電子申請届出システム」による介護事業所の指定申請等の受付を開始します。  
(令和7年12月31日までは紙申請受付可。)

⇒電子申請届出システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。



# gBiz IDについて

- 「電子申請届出システム」は、**gBiz ID(プライム)**よりログインいただけます。

gBiz IDは、法人・個人事業主向け共通認証システムです。

gBiz IDを取得すると、一つのID・パスワードで、複数の行政サービスにログインできます。

「電子申請届出システム」でご利用できるgBiz IDのアカウント種類は、「gBiz IDプライム」と「gBiz IDメンバー」のみになります。

【本システムのログイン画面イメージ】

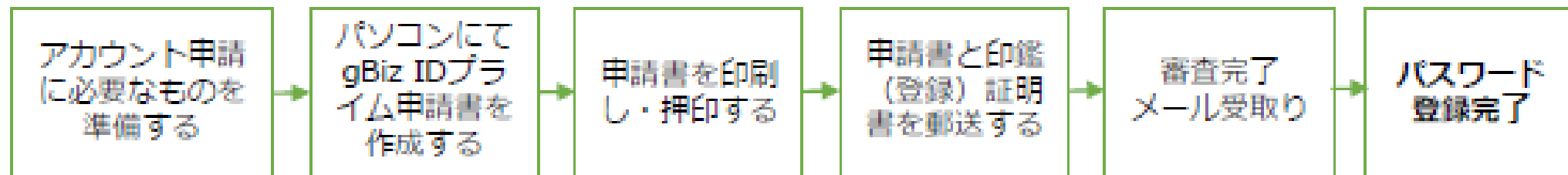


## ●gBiz ID(プライム)の申請の流れ

電子申請届出システムの利用のためには、まずgBiz IDプライムの申請が必要です。(gBiz IDメンバーのアカウントは、gBiz IDプライムが作成します。)

gBiz IDプライムの申請の流れは以下の通りです。

gBiz IDプライムは書類審査が必要であり、審査期間は原則、2週間以内のため、予めIDを取得しておくことをお勧めします。



●詳細については、デジタル庁 gBiz IDホームページをご参照ください。

<https://gbiz-id.go.jp/top/>

# 登記情報提供サービスの登録について

---

登記情報提供サービスは、登記所が保有する登記情報をインターネットを使用してパソコン等の画面上で確認できる有料サービスです。

登記情報提供サービスを利用し、取得した「照会番号」と「取得年月日」を摂津市に連絡することで紙媒体の登記事項証明書(原本)に代えて電子申請が可能です。

- 詳細については、登記情報提供サービスホームページをご参照ください。

[www1.touki.or.jp](http://www1.touki.or.jp)

## 4 業務継続計画(BCP)の策定

# 業務継続計画(BCP)の策定

## 1. (5) ④ 業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

|                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 概要                                                                                                                                                                                                                                                                            | 【全サービス（居宅療養管理指導★、特定福祉用具販売★を除く）】                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ○ 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。【告示改正】                                                                                                                                                  |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 単位数                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| <現行><br>なし                                                                                                                                                                                                                                                                    |  | <改定後><br><b>業務継続計画未実施減算</b><br><b>施設・居住系サービス</b> 所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算（新設）<br><b>その他のサービス</b> 所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算（新設）<br>※ 平成18年度に施設・居住系サービスに身体拘束廃止未実施減算を導入した際は、5単位/日減算であったが、各サービス毎に基本サービス費や算定方式が異なることを踏まえ、定率で設定。なお、その他サービスは、所定単位数から平均して7単位程度/（日・回）の減算となる。 |
| 算定要件等                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ○ 以下の基準に適合していない場合（新設）<br>・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること<br>・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること<br>※ 令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。 |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| ○ 1年間の経過措置期間中に全ての事業所で計画が策定されるよう、事業所間の連携により計画策定を行って差し支えない旨を周知することも含め、小規模事業所の計画策定支援に引き続き取り組むほか、介護サービス情報公表システムに登録すべき事項に業務継続計画に関する取組状況を追加する等、事業所への働きかけを強化する。また、県別の計画策定状況を公表し、指定権者による取組を促すとともに、業務継続計画を策定済みの施設・事業所についても、地域の特性に合わせた実効的な内容となるよう、指定権者による継続的な指導を求める。                    |                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                  |

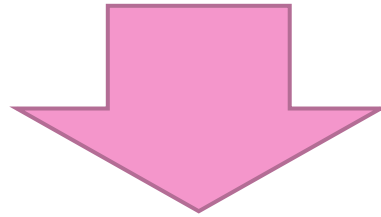
## 5 指定居宅サービス事業者等に対する 指導及び監査の内容等

# 主な指導事項等①

(設備・備品等)

## 【基準等（要旨）】

専用区画（事務室、相談室、静養室等）に変更がある場合は、遅滞なく変更届出書の提出を行わなければならない。



## 【指導事項（ポイント）】

事業所の改築等により、専用区画の配置等を変更した場合は、速やかに所管庁へ届け出ること。



# 主な指導事項等②

(重要事項説明書等)

## 【基準等(要旨)】

「重要事項説明書」は「運営規程」の概要やその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書であり、サービス提供の開始についてあらかじめ利用申込者の同意を得なければならない。



## 【指導事項(ポイント)】

☆「重要事項説明書」や「契約書」については、運営規程の内容を基本として、記載内容の統一を図ること。

☆運営規程に変更が生じた場合は、変更後10日以内に本市への変更届の提出すること。

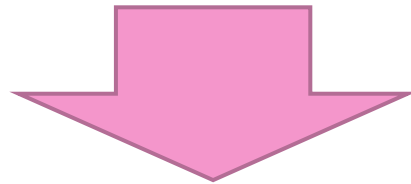


# 主な指導事項等③

(内容・手続きの説明・同意)

## 【基準等（要旨）】

サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得なければならない。



## 【指導事項（ポイント）】

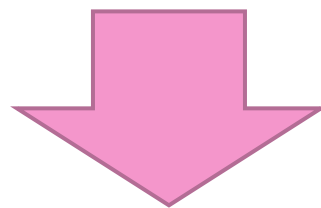
利用申込者が事業所を選択するために重要な事項を説明するものであるため、サービス提供開始前までに説明を行うこと。

# 主な指導事項等④

(心身の状況等の把握)

## 【基準等(要旨)】

サービスの提供開始に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。



## 【指導事項(ポイント)】

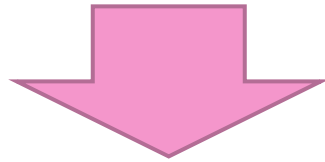
サービス担当者会議の記録について、居宅介護支援事業者から提供がなかった場合にあっては自ら記録を作成し、保管しておくこと。

# 主な指導事項等⑤

(居宅サービス計画等の変更の援助)

## 【基準等(要旨)】

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。



## 【指導事項(ポイント)】

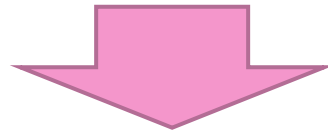
利用者の希望等により恒常的に利用時間等が変更されている場合、個別サービス計画の変更に加えて、居宅介護支援事業者へ連絡し、利用者の状況を報告する等必要な援助を行うこと。

# 主な指導事項等⑥

(サービス提供の記録)

## 【基準等（要旨）】

サービスを提供した際には、具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、その情報を利用者に対して提供しなければならない。



## 【指導事項（ポイント）】

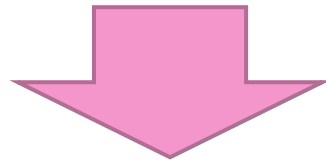
- ☆ サービスを提供した時間は、個別サービス計画に位置付けられている標準的な時間ではなく、実際の時間を記録すること。
- ☆ 提供日、具体的なサービスの内容、利用者の心身の状況（体調の変化等）、その他必要な事項を記録すること。
- ☆ まとめて記録するのではなく、サービス提供を行った際に記録すること。

# 主な指導事項等⑦

(勤務体制の確保等)

## 【基準等(要旨)】

- ☆従業員等の勤務の体制を整備しておかなければならない。
- ☆事業所の従業者等によってサービス提供しなければならない。
- ☆研修の機会を確保しなければならない。



## 【指導事項(ポイント)】

- ☆勤務表を作成するなど、従業者等の管理に努めること。
- ☆雇用契約書・労働条件通知書等により、従業者等が事業所の指揮命令下にあること・職務内容を明確にすること。
- ☆従業者等の資質の向上のために、研修の機会を確保すること。

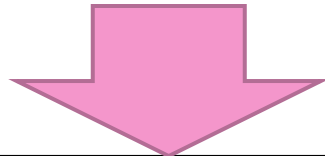
# 主な指導事項等⑧

(人員基準)

## 【基準等(要旨)】

☆事業所ごとに置くべき従業者の員数を満たすこと。

☆病院・診療所・訪問看護ステーションと提供時間帯を通じて密接かつ適切な連携を図っている場合、看護職員が確保されているものとする。



## 【指導事項(ポイント)】

☆看護職員・介護職員の配置数が、人員基準欠如に該当する場合は、減算することになるため、適正な人員配置を行うこと。

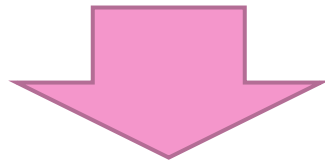
☆病院・診療所・訪問看護ステーションと連携する場合、あらかじめ具体的な連携内容の取り決めを文書により行うこと。

# 主な指導事項等⑨

(利用料等の受領)

## 【基準等(要旨)】

通所介護等においては、利用料のほかに基準に定められた費用の額の支払を利用者から受けることができる。



## 【指導事項(ポイント)】

☆ あらかじめ、利用者又はその家族に対し、明細を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。

☆ 曖昧な名目により費用を徴収しないこと。

☆ 食費については、原則として一食ごとに分けて設定し、提供した食事分のみ徴収すること。

# 主な指導事項等⑩

(身体拘束廃止未実施減算)

## 【基準等(要旨)】

別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、認知症対応型共同生活介護については所定単位数の100分の10に相当する単位数を、短期利用認知症対応型共同生活介護については所定単位数の100分の1に相当する単位数を所定単位数から減算する。



## 【指導事項(ポイント)】

- ☆緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合、記録を行うこと。
- ☆身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催すること。
- ☆身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ☆身体的拘束等の適正化のための定期的な研修を実施すること。

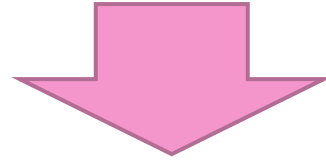


# 主な指導事項等⑪

(苦情処理)

## 【基準等(要旨)】

事業者が苦情を受け付けた場合は、組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情の内容等を記録しなければならない。



## 【指導事項(ポイント)】

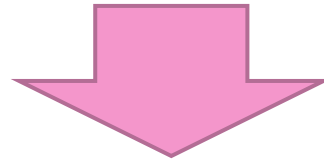
☆苦情等はサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を自ら行う必要があるので、「その後の経過」、「原因の分析」、「再発防止のための取組」についても記録を残すこと。

# 主な指導事項等⑫

(地域密着型サービス共通)

## 【基準等(要旨)】

地域密着型サービス事業者については、運営会議を設置し、その会議に対し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。



## 【指導事項(ポイント)】

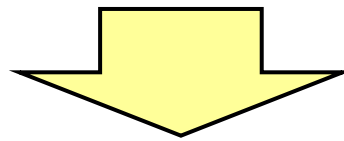
☆運営推進会議(定期巡回・随時対応型訪問介護看護においては「介護・医療連携推進会議」とは、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置するもの。

☆運営推進会議では、事業所の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けること。

☆地域密着型の事業所においては、運営推進会議を事業所が自ら設置し、定期的に開催することが運営基準上、定められている。

# 過去の処分事例(訪問介護事業所の事例)

- ★サービス提供の実態がないにもかかわらず、架空のサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求し受領した。
- ★また、指定訪問介護と一体的に運営する指定障害福祉サービス事業において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律違反があった。

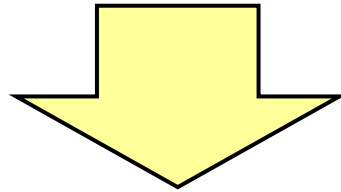


指定の取消し処分(R6.7.1)  
(根拠規定:介護保険法第77条第1項第6号  
及び第10号、第115条の45の9第6号)

# 過去の処分事例(訪問介護事業所の事例)

---

★指定申請時に、当該事業所において勤務しない者を、  
管理者として配置すると記載し、指定を受けた。



指定の取消し処分(R6.8.30)  
(根拠規定:介護保険法第77条第1項第9号)

# 過去の処分事例について

---

不正請求や重大な運営基準違反等が運営指導等の際に見つかれば、監査を行い、厳正に行政処分等を行います。

各事業者の皆様におかれては、法令を遵守し、適切な事業運営に努めてください。

## 6 事故報告

# 事故報告について

介護サービス中に事故が発生した場合は、下記の流れに沿って、事故報告を行ってください。

※報告が必要な事故は、受診が必要となる骨折や裂傷、誤嚥、腫脹、打撲、離脱、誤薬等になります。判断に迷う場合はご連絡ください。

## 【事故報告の流れ】

事故発生



事故報告書の作成

速やかに本人及び家族の対応をしてください。

事故報告書を作成し、原則5日以内に摂津市HP内の「介護保険施設等における事故報告」の提出フォームに入力及びファイルを添付し提出

緊急性、重大性の高い事故については、直ちに電話等により報告を行い、その後文書により報告を行うこと。

※提出後、事故報告書の内容について、疑義がある場合は高齢介護課による電話又は来庁にて聞き取り、若しくは再提出を求める場合があります。

# 令和6年度 事故報告集計

| 事業所種別 | 件数 | 事故内容  | 件数 | 原因 | 件数 | 原因                  | 件数 |
|-------|----|-------|----|----|----|---------------------|----|
| 老健    | 19 | 転倒    | 42 | 骨折 | 44 | 表皮剥離                | 2  |
| 特定施設  | 15 | 不明    | 13 | 出血 | 9  | ノロウィルス              | 1  |
| 特養    | 12 | 介護中   | 10 | 落薬 | 4  | 異常なし                | 1  |
| デイ    | 11 | 誤嚥・窒息 | 3  | 誤薬 | 3  | 医療処置関連<br>(チューブ抜去等) | 1  |
| GH    | 9  | 転落    | 2  | 死亡 | 3  | 炎症                  | 1  |
| ショート  | 4  | 吐き出し  | 2  | 裂傷 | 3  | 暴言・暴力               | 1  |
| 小特    | 3  | 感染症   | 1  | 打撲 | 2  | 離設                  | 1  |
| 看多機   | 1  | 誤薬    | 1  |    |    | 合計                  | 76 |
| 小多機   | 1  | 打撲    | 1  |    |    |                     |    |
| 通所リハ  | 1  | 落薬    | 1  |    |    |                     |    |
| 合計    | 76 | 合計    | 76 |    |    |                     |    |



# 指導内容と改善例

|      |                                                                                           |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| 事例①  | 夜間に居室より物音が聞こえ訪室したところ、ポータブルトイレの前で尻もちをついた状態で座り込んでいる利用者を発見した。翌日受診したところ、大腿骨転子部骨折と診断を受け手術となった。 |
| 原因   | 移動については歩行器で自立しているが、排尿回数が頻回なため、夜間のみポータブルトイレを使用していたが、動作確認が十分にできていなかった。                      |
| 指導内容 | ポータブルトイレを利用される場合は、位置や高さ等が適切かどうか検証し、動作確認についても適宜行い、利用者の安全を確保すること。                           |
| 改善案  | ポータブルトイレ設置時には動作確認を行う。また、センサーを設置し立位、歩行の前に行動を把握することで、早めの対応ができるようにする。                        |

|      |                                                                       |
|------|-----------------------------------------------------------------------|
| 事例②  | 昼食後、食堂で過ごされていた際に食器を片付けようとされ、バランスを崩し床に倒れ込んでいた。受診をしたところ、右大腿骨頸部骨折と診断された。 |
| 原因   | 他者の介護のためではあるが、職員が食堂に一人もいない時間帯があった。足元に置いていたゴミ箱につまづいた可能性がある。            |
| 指導内容 | 他の職員に声をかける等、必ず誰かが見守れる体制を整えること。職員で行うこと、利用者と共に行うことを説明するよう努めること。         |
| 改善案  | 後片付けについては、職員で行うことを利用者に再度伝える。ゴミ箱の位置を都度確認し、つまづかないよう配慮を行う。               |

# 7 その他

# せつつ医療・介護つながりネット



摂津市では、摂津市内の医療機関や摂津市内外の介護事業者、摂津市内の介護予防の活動について検索できる「せつつ医療・介護つながりネット」を運用しています。事業者向けページにて、重要な通知文等を掲載しておりますので、定期的な閲覧をお願いいたします。なお、IDやパスワードをお忘れの事業者さまは再発行いたしますので、高齢介護課までご連絡ください。

# アンケートへの回答について

---

動画視聴後のアンケートへの回答をもって、集団指導への出席とさせていただきます。

回答いただけない場合、集団指導は参加いただけなかったものと致しますので、必ず回答をお願いします。

【アンケートURL】

<https://logoform.jp/form/6fa7/1074676>

# 大阪府アンケート調査

【カスタマーハラスメント実態調査(大阪府下全施設・事業所対象)】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/fcaf3d93-2411-4954-a28a-4a54acf4081b/start>

【救急搬送時の実態調査(大阪府下全施設・事業所対象)】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/e9acab68-4738-4ecf-8f22-834d2d82ab53/start>

【訪問介護事業所等への支援方法調査(大阪府下訪問介護・地域密着型訪問系サービス対象)】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/f8a0a6f1-6438-4821-b7c2-8248c5aed20c/start>

【大阪府介護テクノロジー導入状況(ニーズ)調査(大阪府下全施設・事業所対象)】

<https://lgpos.task-asp.net/cu/270008/ea/residents/procedures/apply/b1f51d6e-6e70-4cba-b454-76af2a2d9e40/start>

ご視聴ありがとうございました。